

3 給与支払報告書提出後の訂正について

(1) 給与支払報告書の内容に誤りがあった場合

訂正後の給与支払報告書を作成し、摘要欄に「訂正分」と朱書きして再提出ください。

(2) 納付方法が変更となる場合

「給与所得者異動届出書」または「普通徴収から給与所得等に係る特別徴収への切り替え申請書」を提出することで変更になります。給与支払報告書での変更はできませんのでご了承ください。
様式は福島市ホームページよりダウンロード可能です。

①退職・転勤などの異動で 普通徴収または別の給与支払者から特別徴収になる方

⇒「給与所得者異動届出書」をご提出ください。

②採用や再雇用などで 新たに特別徴収になる方

⇒「普通徴収から給与所得等に係る特別徴収への切り替え申請書」をご提出ください。

提出期限：令和5年4月17日(月)

※ 提出期限以降に提出された場合、当初(5月中旬頃)送付の特別徴収税額通知書に反映されませんので、ご了承ください。

4 その他

(1) 電子申告について

給与支払報告書においては前々年の源泉徴収票の提出枚数が100枚以上の場合は、エルタックスまたは光ディスク等による提出が義務となります。

エルタックスを利用した電子申告の場合、インターネットを通じてオフィスから手続きが可能です。
令和6年度よりエルタックスにより特別徴収税額通知(特別徴収義務者用、納税義務者用)を受け取ることが可能になります。事務効率の軽減にもつながりますので、ぜひご利用ください。

エルタックスの詳細と新規利用手続きは、下記サイトをご覧ください。

※eLTAX(エルタックス)地方税ポータルシステム ホームページ URL:<https://www.eltax.lta.go.jp>

(2) マイナンバー制度施行に伴うお知らせ

特別徴収義務者(事業主)が納税義務者(従業員)の個人番号を収集することについては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の第6条において定められております。

下記各様式にマイナンバー及び法人番号を漏れなく記載いただきますようお願いいたします。

◆給与支払報告書(総括表・個人別明細書) ◆給与所得者異動届出書

◆市民税・県民税特別徴収に係る納期特例申請書 ◆退職所得等の分離課税に係る納入申告書

給与支払報告書の提出先・お問い合わせ

〒960-8601 福島市五老内町3番1号(2階)

担当:福島市役所 財務部 市民税課 市民税第一係

電話:024-535-1111(代表)内線 2426~2428 024-525-3791(直通)

福島市ホームページアドレス:<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/>

令和5年度(令和4年分)給与支払報告書の提出と作成について

1 給与支払報告書の提出について

(1) 作成対象者

令和4年中に支払われた給与がある方(令和4年中の退職者や、短期雇用・アルバイト・パート等の方を含む)
※支払給与総額が30万円以下でも提出をお願いします。

(2) 提出先

給与の支払を受けている方が 令和5年1月1日現在 住民登録をしている市区町村(または実際にお住まいの市区町村)にご提出ください。

(3) 提出期限

令和5年1月31日(火)

※新型コロナウイルス感染症予防の観点から郵送で、1月13日(金)頃までの早期提出にご協力をお願いいたします。

(4) 提出書類

下記の書類を上から①、②(特別徴収分)、③、②(普通徴収分・退職者)、②(普通徴収分・退職者以外)、④の順に並べてご提出ください。

①「給与支払報告書(総括表)」1枚 ⇒本チラシ2ページ参照

福島市提出用の給与支払報告書(総括表)をお使いください。それ以外の様式を使用する場合は、福島市様式にある項目を追記してください。

②「給与支払報告書(個人別明細書)」1人につき1枚 ⇒本チラシ3ページ参照

記載方法は国税庁が発行する「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」をご参照ください。

※ 前職分(他事業所分)が含まれている場合は、前職分の事業所名・支払額・社会保険料・源泉徴収税額を摘要欄に記載してください。(個人別明細書の摘要欄に前職分(他事業所分)の記載が無い場合は、前職分が含まれていることを確認できないため、他事業所から提出のあった給与支払報告書は合算して課税されます。)

③「普通徴収切替理由書兼仕切紙」

普通徴収分の提出がある場合は普通徴収の理由ごとに人数を記載の上ご添付ください。

※ 電子申告または光ディスク等で給与支払報告書を提出される場合も、普通徴収切替理由書を添付していただくか、個人別明細書の摘要欄に普通徴収の理由(a~f)をご記載願います。

④ 個人事業主様のマイナンバーカードの写し (個人事業主様のみ)

給与支払報告書の記載方法

2 「給与支払報告書」の作成と注意点について

- 給与支払報告書は個人市・県民税課税の基となる資料です。正しくご記載ください。
- 給与支払報告書に印字する場合は、枠からずれないようにご注意ください。
- 福島市への報告者がいない場合、総括表の報告人員の合計欄に「0」と記載のうえご提出ください。
従業員(パート、アルバイト、役員を含む)にかかる個人住民税は特別徴収(給料天引き)を行っていただくことになっています。

ただし、普通徴収切替理由書兼仕切紙に示しているa~fの理由に該当する場合にのみ、普通徴収とすることが可能です。理由の記載がない等により納付方法の判断がつかないときは、特別徴収とさせていただきます。乙欄で普通徴収としたい場合は、必ず普通徴収分としてご提出ください。(乙欄区分に○が付いていても、特別徴収分として提出されたものについては特別徴収とさせていただきます)

なお、退職される方も、再雇用等のために特別徴収を継続することが確定している場合は、退職年月日を空欄にし、特別徴収分としてご提出ください。

特別徴収(給与天引き)・・・給与支払者(会社等)が給与所得者(納税義務者)に代わり、毎月支払う給与から個人市・県民税を差し引いて納める方法。
普通徴収(個人納付)・・・納税義務者本人が納める方法。

福島市様式の給与支払報告書(総括表)の記載例

5 給与支払報告書(総括表) 事業所番号(指定番号) 9111111

福島市長 令和 5 年 1 月 13 日提出

法人番号(個人事業主は個人番号)を記載してください。	法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1 1	事業種目 小売業
個人事業主の方で、印字されている名称が屋号の場合は個人事業主様の氏名、所在地が住民登録地以外の場合、住民登録地を追記してください。	給与支払者の名称・氏名 フクノシマカブシカイシャ	受給者総人員 330人
変更箇所は朱書訂正してください。	登記上の所在地 福島市五老内町1-1	特別徴収 A 270人
報告内容を問い合わせる際の連絡先を記載してください。また、委託会計事務所等があれば記載してください。	送付先 〒960-0011 福島市栄町3	f 退職者 10人
	連絡者の氏名 所属課係名 電話番号等 人事部給与係 桃井 りんたろう 電話番号 024-535-1111	B 退職者以外 30人
	委託先・関与税理士氏名 ももりん会計事務所 林 桃太郎 電話番号 024-555-2222	A+B+f 合計 310人

【変更】「福島市への報告人員」欄は、特別徴収・普通徴収・退職者、普通徴収・退職者以外の各区分に該当する人数(個人別明細書の枚数)を記載してください。

【変更】個人別明細書の特別徴収と普通徴収・退職者の間に、記載した「普通徴収切替理由書兼仕切紙」を挟み、普通徴収分は退職者、退職者以外の順に並べてください
(自社様式等をお使いの場合は、下記【重要】も参照してください。)

【重要】自社様式等の個人市・県民税の納付方法の記載欄が無い様式をお使いになる場合は、右記のとおり記載いただくか、福島市様式の総括表・普通徴収切替理由書兼仕切紙も作成し、あわせて提出してください。

受給者総人員	330人
報告人員	特270 普退職10 普退職以外30

給与支払報告書(個人別明細書)の記載例

5 給与支払報告書(個人別明細書)

令和5年1月1日現在の住民登録地の住所または生活の本拠地とする住所(退職の場合は退職時の住所)

給与所得者の氏名・フリガナ・マイナンバーは正確に記載してください。

扶養親族人数の記載もれと、年齢要件にご注意ください。また、扶養者氏名と一致しているか確認してください。

扶養控除 年齢要件(生年月日)

特定扶養親族	19 ~ 22 歳 (H12.1.2~H16.1.1)
老人扶養親族	70 歳以上 (S28.1.1以前生)
一般扶養親族	16~18 歳 (H16.1.2~H19.1.1) 23~69 歳 (S28.1.2~H12.1.1)
年少扶養親族	16 歳未満 (H19.1.2 以降生)

前職 うつくしま株式会社 R4.4.30退職
給与 1,500,000円 社会保険料 86,250円 源泉徴収税額 38,070円

住宅借入金等特別控除がある場合は、国税庁が発行する「手引き」を参考に記載してください。

扶養親族の氏名・フリガナ・マイナンバーを記載してください。
※控除対象扶養親族の数・扶養親族氏名の記載がもれと、正しく控除が受けられない場合があります。

給与支払者の所在地・氏名又は名称・法人番号又は個人事業主様のマイナンバー・連絡先を記載してください。

給与所得者の生年月日は正確に記載してください。

※「同一生計配偶者」について

平成31年度課税分(平成30年分所得)から、扶養主の合計所得が1,000万円を超える場合は配偶者控除・配偶者特別控除ができなくなりましたが、福島市では、そのような方の個人別明細書の摘要欄に配偶者(=同一生計配偶者)氏名の記載をお願いしております。(障害者控除の対象となる同一生計配偶者は、必ず記載することになっております。)